

## 議案第32号

### 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について

基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成29年11月6日提出

基山町長 松田一也

#### 基山町条例第 号

### 基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 基山町内におけるイノシシによる農作物等の被害軽減対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上並びに耕作放棄地対策として放牧されているエミューの活用を促進することを目的に、イノシシ及びエミューの肉をジビエと称して食肉に処理し、地域資源として活用するため、ジビエ解体処理施設を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 ジビエ解体処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 基山町ジビエ解体処理施設

位置 基山町大字小倉2141番地30

#### (利用の許可)

第3条 基山町ジビエ解体処理施設（以下「施設」という。）を利用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、町長が別に定める事項を遵守しなければならない。

3 町長は、利用許可をする場合において、施設の管理運営上必要があると認めるときは、利用許可に必要な条件を付すことができる。

#### (利用許可の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある個人又は組織の利益になるとき。

- (3) 施設の建物、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障を来すおそれがあるとき。

(使用料)

第5条 利用者は、施設の利用を終了するまでに別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外の目的に利用してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは施設の利用を停止させ、又は利用許可に付した条件を変更することができる。

- (1) 利用者が偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は利用許可に付した条件等に違反したとき。
- (3) 災害その他不可抗力による事由により施設を利用させることができなくなったとき、又は利用させることが不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、町長は、その責めを負わない。

(禁止行為)

第10条 何人も、施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障がある行為をすること。

(職員の立入り及び指示)

第11条 施設の職員は、施設の管理運営上必要があるときは、利用中の施設に立ち入り、又は利用者に必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用許可を取り消され、若しくは施設の利用を停止されたときは、直ちに利用した施設の設備等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、施設の建物、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 町長は、第1条の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、基山町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号）の規定に基づき、指定管理者に施設の管理を行わせることができる。

2 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他町長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 町長が前条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合に指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の利用許可に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) 施設の運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

(利用料金)

第16条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合において、施設を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定める。
- 4 指定管理者は、町長が別に定める場合に限り、利用料金を減額し、若しくは免除し、又は還付することができる。

(準用)

第17条 第3条、第4条及び第9条の規定は、第14条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第5条、第16条関係）

区分	施設使用料（1時間当たり）
1 基山町内に居住又は事業所を有する者が利用する場合	1,000円
2 1以外の場合	2,000円

備考

- 1 利用時間は、準備、後片付け及び原状回復に要する時間を含む。
- 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
- 3 使用料に利用の際に生ずる廃棄物の処分に係る費用は含まない。

提案理由

イノシシによる農作物等の被害軽減対策に取り組む際の負担軽減及び意欲向上並びに耕作放棄地対策として放牧されているエミューの活用を促進することを目的に、イノシシ及びエミューの肉を食肉として活用するため、基山町ジビエ解体処理施設の設置及び管理に関する条例を制定する必要がある。

平成29年11月6日原案 可決